

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) 蕨川地区風力発電事業環境影響評価方法書」に対する岩手県知事意見

令和5年9月4日
経済産業大臣あて

本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメントが、単機出力 4,200～6,100kW の風力発電機を 23～34 基程度設置するものであり、再生可能エネルギーの導入による地球温暖化対策に資するものである。

一方、本事業の配慮書段階における事業実施想定区域の大部分は、環境保全上重要で特別な配慮が求められる地域と重複していたことから、令和4年11月2日付けの知事意見において、計画段階配慮事項の全面的な再検討を求めたところである。

今回提出された方法書における対象事業実施区域及びその周辺は、希少猛禽類であるイヌワシ及びクマタカの生息が確認されている地域である。特に、いわて県民計画(2019～2028)及び岩手県環境基本計画において保全目標が定められているイヌワシについては、対象事業実施区域を取り囲むように、4か所以上の繁殖地が確認されており、採食場所等としての利用度が高い高利用域に該当するなど県内でも中核となる高密度生息地域である。そのため、本事業の実施に伴う大規模な環境改変により風力発電施設への衝突事故、移動の阻害、採食場所の喪失や減少などによる繁殖活動への悪影響などイヌワシの生息に対する重大な影響を回避又は十分に低減できない可能性が極めて高い。

また、対象事業実施区域の85%に当たる2,412haは林野庁及び岩手県が指定している「保安林」、同区域の39%に当たる1,103haは「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域」(KBA)、同区域の10%に当たる271haは「緑の回廊」とそれぞれ重複しているなど、環境保全上重要な地域で特別な配慮が求められている地域に対する十分な配慮がなされていない。

「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」(以下「環境基本条例」という。)第11条に定める本県の環境の保全及び創造に関する基本的な計画である「岩手県環境基本計画」では、主要な施策分野である「生物多様性の保全及び自然との共生」(生物多様性基本法第13条の規定に基づく本県における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である岩手県生物多様性

地域戦略)の目指す姿として、「森や里、川、海の優れた自然環境が適切に保全されるとともに、生物の多様性や地域固有の生態系が確保され、人と野生動植物が共生している」ことを掲げ、当該目指す姿を見据えた2030年目標として「イヌワシつがい数29ペア」の保全を設定し、施策の方向(生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策)として「イヌワシなどの地域的に個体数の減少が認められる種の生息・生育地の保全・整備」や「水源のかん養や災害の防止、保健休養等の様々な機能を有する保安林の計画的な配備と適切な管理」を図る旨記載している。

また、同計画の施策分野「環境リスクの管理」では、大規模な開発事業等における環境への影響の回避や低減を図るため「岩手県土地利用基本計画に基づき県土の適正な土地利用を図る」こととしており、「国土利用計画法」第9条の規定に基づく当該計画では、森林地域の土地利用の原則として、「保安林については、国土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることから、適正な管理を行うとともに、他用途への転用は行わない」と記載している。

本方法書は、岩手県環境基本計画に掲げる施策目標の実現の観点から、計画段階配慮書の知事意見において求めた方法書作成前の計画段階配慮事項の再検討が不十分である。このため、環境基本条例第3条に定める基本理念、すなわち、「環境の保全及び創造は、県民が豊かな岩手の自然及び文化の中で生かされていることを認識し、恵み豊かな環境と共生する地域社会を構築することを旨として、すべての県民の参加、連携及び協力によって行われなければならない」とする基本理念の実現に向け、県の施策に協力する義務を定めた、同条例第5条第2項の事業者の責務として、事業計画を再検討する必要がある。

おりしも、令和5年3月に公表された「再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書」では、立地特性に起因する著しい環境影響のおそれがある事業については、調査、予測及び評価の実施の前に、「立地選定の再検討」を行う必要性が指摘されている。本報告書の背景には、地域における風力発電に係る環境影響の懸念が高まっている状況があることを踏まえれば、本事業のようなイヌワシの営巣地に近接し著しい影響が生じるおそれがある事業については、本来であれば、調査、予測及び評価の実施の前に、立地特性に起因する著しい環境影響を回避又は極力低減するよう立地選定の再検討を行う必要がある。

については、準備書の作成に当たっては、下記の1(1)及び(2)の措置を確実に講じた代替案を作成するとともに、当該代替案と本事業計画について下記の1(3)及び(4)並びに2の意見を勘案した環境影響評価を行い、その影響の程度を比較すること。そのうえで、専門家等からの助言を踏まえ、あらゆる措置を講じてもおイヌワシのバードストライク等の重大な環境影響を回避又は十分に低減できないと判断される場合は、事業の取り止めを含む事業計画の抜本的な見直しを検討するよう事業者に対し勧告されたい。

記

1 総括的事項

- (1) 保安林は、指定の趣旨から森林以外への転用は抑制すべきものであることから、検討に当たっては保安林を除外すること。
- (2) 生物多様性の保全の鍵になる重要な地域(KBA)及び緑の回廊は多様な自然環境を体系的に保全するために重要な地域であることから、検討に当たってはこれらを除外すること。
- (3) 対象事業実施区域及びその周辺には、岩手県自然環境保全指針(平成11年3月策定、令和3年3月改定)で定める「優れた自然」評価図において、重要度の高いとされる保全区分Bランクの重要な自然環境のまとまりの場が存在することから、専門家の意見を聞きながら、野生動植物の生息・生育に係る十分な調査を実施した上で、予測及び評価すること。
- (4) 対象事業実施区域及び周辺には、稼働中の風力発電所及び他事業者が計画している風力発電事業が複数存在し、累積的な環境影響が懸念されることから、他事業者の環境影響評価に関するデータ、特に猛禽類に関するデータに関しそれらの事業者との調整及び情報収集を行い、累積的な環境影響について調査、予測及び評価を実施すること。また、当該事業者との調整及び情報収集の経過と結果を、準備書において適切に記載すること。

なお、他事業者から累積的な影響の予測・評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、積極的に情報を提供し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

ア 対象事業実施区域の周辺には周囲が対象事業実施区域に囲まれている

住居や約 0.4km と近距離に住居が存在しており、工事の実施及び風力発電施設の稼働に伴い騒音等さまざまな影響が懸念されることから、専門家の意見を聴きながら、十分な調査を実施した上で、予測及び評価を実施すること。

イ 工事用資材等の搬出入に係る騒音は、車両から放出される音響エネルギーが最大となると考えられる地点で予測及び評価すること。

ウ 建設機械の稼働に係る騒音は、等価騒音レベルに加え、工事由来の突発的な音の影響を把握するため、5%時間率騒音レベルの予測を行うこと。

エ 騒音の評価に当たって環境基準を準用する場合は、環境基準を準用することの妥当性を説明したうえで、現状で満たしている最も厳しい基準値の地域類型を当てはめること。

オ 騒音による健康影響について十分な科学的知見が得られていないことを踏まえ、予防原則にしたがい住民等に十分な説明を行うこと。なお、説明の際は、特に夜間の睡眠の際の影響について説明を行うこと。

(2) 水環境

ア 対象事業実施区域の森林伐採により水環境及び地下水への影響が懸念されるため、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施すること。

イ 降雨時調査時の時間最大雨量を上回る降雨に対しても、濁水が河川等に及ぼす影響を回避・低減させる必要があるため、安全性を見込んだ降雨量を想定して、予測及び評価すること。

(3) 土地の安定性

豪雨時等における地すべりや斜面崩壊の誘発、土砂及び濁水の流出による周辺環境への影響が懸念されることから、工事の実施が地形及び地質環境に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、工事により土地の安定性を低下させるリスクが高い箇所を回避すること。

(4) 動物

ア 対象事業実施区域及び周辺はイヌワシの高密度生息地域であり、本県において平成 20 年 9 月に国内初のイヌワシのバードストライクが発生していることの教訓を踏まえ、以下のとおり調査、予測及び評価を行うこと。

(ア) 調査期間は、イヌワシの行動を明らかにし、適切な保全措置を検討す

るため、繁殖が成功した1シーズンを含む2シーズン以上の営巣期及び非営巣期にわたって、少なくとも2年以上実施すること。

- (イ) 調査地点は、調査地点からの視野範囲の状況を確認の上、季節によってイヌワシの行動形態が異なっていることを踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺における個体の飛行軌跡及び行動等を明らかにできるように適切に追加、変更すること。なお、冬場の調査は、イヌワシが警戒することにより調査結果に影響を与えるため、スノーモービル等は使用しないこと。
- (ウ) 調査回数は、月1～数回の頻度で継続的に行い、必要に応じて回数を増やすこと。調査時刻は、イヌワシの飛行に必要な風や上昇気流が発生しやすい日中、例えば9～16時等の7時間以上行うこと。イヌワシを発見した場合は、2万5千分の1～5万分の1程度の地形図を使用し、飛行している個体の識別（雌雄の別、成鳥・若鳥・幼鳥の別、定着個体か否かの別）を行ったうえで行動を区別し、飛行している個体の飛跡や確認地点を記録すること。また、巣の出入コース等巣の周辺では、飛行高度が分かるような三次元の記録を取ること。
- (エ) 環境保全措置の検討に当たっては以下に留意すること。
 - ① 営巣中心域の環境の改変は行わないこと。また、営巣期においては工事車両等の通行も行わないこと。
 - ② 営巣期高利用域の主要なとまり場所及び主要な旋回場所の改変は行わないこと。
 - ③ 非営巣期高利用域の採食場所が確保できるよう環境の維持・保全を図ること。
 - ④ 採食地における自然由来の環境の改変は行わないこと。人為由来の環境はイヌワシの利用が認められる間の改変を行わないこと。行動圏内にある自然草地や低木疎林、落葉広葉樹林は獲物の供給源でもあるため、改変しないこと。
 - ⑤ 上記の留意点を前提に風車の配置位置を検討したうえで、衝突確率を予測し、十分な安全性が確認されなかった場合は、風車の配置を見直すこと。
- (オ) 上記(ア)～(ウ)の調査に当たっては、上記(エ)の留意点をもとに検討した保全措置を検証するための事後調査として、工事着手から工事完了後

4～5年間にわたり、毎年 of イヌワシの飛行経路の変化、出現頻度の変化のモニタリングを行うことを前提に、当該モニタリング結果と比較できる十分な工事前のデータを把握すること。

(カ) 上記(ア)～(エ)の調査・予測結果を踏まえた評価に当たっては、本地域のイヌワシの生息状況の知見を有する複数の専門家から意見を聴取し、その結果に基づき、イヌワシに係る環境影響が回避又は極力低減されているかを整理すること。

イ 夜間及び早朝の鳥類調査において、複数台の録音機を用いたタイマー録音調査を実施すること。

ウ 対象事業実施区域がコウモリ分布区域と重なっていることから、専門家の意見を聴きながら、十分な調査をした上で、影響について予測、評価を実施すること。

(5) 植物及び生態系

環境省レッドリストやいわてレッドデータブックに掲載されている希少な植物の生育や自然度が高い植生について、生育環境の変化による影響が懸念されることから、工事の実施や地形改変が植物に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、植物の重要な生育場所の喪失や個体群の分断を回避すること。

(6) 景観

風車による圧迫感など景観に係る影響が懸念されることから、専門家の意見を聴きながら、身近な眺望点の調査地点など複数個所においてフォトモンタージュによる評価を実施すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場に与える騒音の影響について、工事用資材等の搬出入だけでなく、施設の稼働時についても、調査、予測及び評価すること。評価に当たっては、騒音に係る環境基準を用いることなく、それぞれの場で求められる静けさが確保されるか否かの観点で行うこと。

3 関係地方公共団体からの意見

対象事業実施区域を管轄する関係地方公共団体から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。